

近隣に中高層建築物等の計画がある区民の皆さんへ

～中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に向けて～

①建築計画のお知らせ看板

- 建築計画のお知らせ看板（標識）が設置されます。
 - ・建築物の概要：用途（共同住宅、店舗、事務所など）、構造、高さ、規模などが記載されています。
 - ・工事の施工概要：工期、工法、連絡先などが記載されています。連絡先は看板下部に記載されていますので確認しましょう。

②隣接関係住民説明会等

- 隣接関係住民説明会等による建築計画の説明が行われます。
 - ・計画概要、配置図、立面図、施工方法などについて確認しましょう。
 - ・説明を受ける際は、わかるまで説明を求めましょう。
 - ・計画建物による影響を把握するために、必要であれば具体的な資料などの提示を求めましょう。
 - ・わからないことがあれば何度でも聞きましょう。

説明会の参加者は、マナーとルールを守り、有意義な話し合いの場となるように努めましょう。

③要望事項の整理

- 問題点を整理しましょう。
 - ・プライバシー、日影、駐車場の出入口などについて
 - ・工事による影響について（作業時間や作業方法、周辺地域の交通安全対策など）
 - ・周辺住宅に工事に伴う何らかの障害が生じた場合の対応策などを予め取り決め、書面により締結する方法もあります。
- 住民側が複数の場合は、住民の皆さんで話し合いをすることも必要です。

④建築主との話し合い

- 話し合いにあたって
 - ・改善を希望する内容を理由もつけて書面にまとめるようにしましょう。
 - ・要望に対する回答期限を決めておきましょう。
 - ・場合によっては建築主との話し合いの窓口を決めることも大切です。
 - ・まとまらない場合は区での話し合いもあります。

隣接関係住民	建築主
お知らせ看板には、建築計画の概要や連絡先が記載されています。建築計画を確認しましょう。	条例に基づく隣接関係住民説明会には、建築主の出席が必要です。
問題点、要望などを整理して建築主と話し合いをしましょう。	十分な説明と丁寧な話し合いをしてください。

●話し合いは“互譲の精神”で臨むようにしましょう。

●区では状況に応じて、区での話し合いや、関係部署へのご案内、区が設置している無料法律相談等を紹介します。

●話し合いによっても解決に至らない場合、民事上の紛争として裁判所の司法解決（民事調停など）に委ねることもあります。

●延べ床面積10,000㎡を超える建築物の計画については東京都へお問い合わせください。
東京都都市整備局市街地建築部調整課建築紛争調整担当
電話 03-5388-3377（直通）

お問い合わせ先

港区街づくり支援部建築課建築紛争調整担当
電話 03-3578-2310・2311・2312（直通）